

国際高等教育院（仮称）設置のための基本方針

（平成24年7月24日 大学改革特別委員会）

- 1 国際高等教育院（仮称）（以下、「教育院」と言う。）には200名程度の教員定員を措置する。教員が他部局を兼担することを必要に応じて認める。
- 2 教育院の教員定員は、以下の定員をもって充てる。
 - （1）貸与関係の解消
 - ・各研究科に貸与されている34ポスト
 - （2）各部局からの移動
 - ・人間・環境学研究所 135～90ポスト
 - ・理学研究科 27ポスト
 - ・高等教育研究開発推進センターの8ポスト
 - ・医学研究科保健学科に一般教育担当教員用として配置されている7ポスト
 - ・人・環から移籍した13ポスト（地球環境学堂7ポスト、情報学研究科2ポスト、生命科学研究所2ポスト、学術情報メディアセンターの1ポスト、こころの未来1ポスト）
 - （3）戦略定員の利用その他新規措置
- 3 貸与関係の解消及びポストの移動にあたっては、当該ポストに配置されている教員を教育院に移籍させることを認める。また、移籍した教員が、元部局の大学院を兼担することを認める。その際、大学院担当等により移籍教員が負担できなくなる教養・共通教育の授業実施については元部局が責任を負う。
- 4 2によるポストの移動が特別な事情により困難な場合、教育院は部局に対し教員定員を貸与する。この場合、当該部局の教養・共通教育に関する従来の負担は維持するものとし、又、提供科目については、国際高等教育院の意向を踏まえて協議するものとする。なお、特別な事情としては、設置基準上の必要教員数の維持等が考えられる。
- 5 2の移動により改組が必要となる部局にあつては、それぞれその検討を行う。